議案第１９７号

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例

さいたま市杉の子園条例（平成１３年さいたま市条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市杉の子園（以下「園」という。）をさいたま市浦和区領家１丁目５番１６号に設置する。	（設置） 第１条　障害のある児童（以下「児童」という。）に対し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援を行う施設として、さいたま市杉の子園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸２丁目７番１７号に設置する。
（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第４項第１号に掲げる額 ２　［略］	（利用料金） 第５条　法第２１条の５の３第１項に規定する指定通所支援を受けた保護者（前条第１項第３号に該当する児童の保護者を除く。）は、当該指定通所支援について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び法第２１条の５の３第１項に規定する通所特定費用を、園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者（第８条第１項に規定する指定管理者をいう。次項及び第７条において同じ。）に納付しなければならない。 ⑴　［略］ ⑵　前条第１項第２号に該当する児童の保護者　法第２１条の５の４第３項第１号に掲げる額 ２　［略］

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。